

## 平成30年度 フォークリフト運転技能講習のご案内

登録教習機関 岐阜労働局登録第62号  
平成31年3月31日まで有効  
主催 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部

「労働安全衛生法」では、フォークリフトによる災害を防止するために、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務には、「フォークリフト運転技能講習を修了した者」でなければ業務に就かせてはならないと規定されております。

当支部では、登録教習機関として、労働安全衛生法に基づくフォークリフト運転技能講習を下記のとおり開催しますので、未受講者、新規雇用者が受講されるようご案内します。

### 記

#### 1. 講習開催期間等

- \* 講習日 別記「講習開催日及び日程等」のとおり
- \* 場所 (学 科) 伊自良中央公民館 山県市大門912-1  
(実 技) 岐阜農協伊自良共選場 山県市洞田127-5
- \* 定 員 各講習共 30名 (定員になり次第締め切ります。)   
なお、申込者が少ない場合は取りやめることもあります。
- \* 所定の講習を修了され学科試験、実技試験に合格した方には、  
「フォークリフト運転技能講習修了証」を交付します。

#### 2. 受講資格

自動車の普通運転免許以上を有する者。

#### 3. 受講料

31,860円 (30,240円+テキスト代1,620円) [消費税含む]

\*受講料は受講票を受領後開催日3日前までにお振込みください。

\*受講料の振込先

十六銀行 六条支店 普通 1301420 林材業労災防止協会岐阜県支部
--

#### 4. 申込方法

受講希望者は、問合せ先までご連絡下さい。  
開催日の20日前までに「フォークリフト運転技能講習受講申込書」に所要事項を記入し、下記添付書類と共に当支部住所へ郵送にてお申込みください。

#### \*添付書類等

- ・顔写真(ﾀﾞｲ 3.0cm/ｺﾞｺ 2.5cm) 無帽・背景無地…2枚(受講申込書/修了証用)
- ・自動車運転免許証の表裏写し…1枚(住民票の現住所記載)

#### 5. 講習会の申込先/問合せ先

〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3F  
林材業労災防止協会岐阜県支部  
TEL:058-275-0192 FAX:058-201-1195

#### 【講習開催日及び日程等】

開催時期	開催日
4月講習	平成30年 4月24日(火)～4月27日(金)
7月講習	平成30年 7月24日(火)～7月27日(金)
11月講習	平成30年11月13日(火)～11月16日(金)
2月講習	平成31年 2月19日(火)～2月22日(金)

月 日	時 間	科 目
第1日目 学 科	8:20より	オリエンテーション
	8:30～9:30	関係法令
	9:30～12:10	走行、荷役装置、構造及び取扱いの方法に関する知識 (この間10分休憩)
	12:10～12:55	(昼食休憩)
	12:55～14:25	同 上
	14:25～16:30	運転に必要な力学に関する知識 (この間5分休憩)
	16:30～17:30	学科試験
第2日目 実 技	8:00～17:30 (12:00～13:00)	走行操作 (昼食休憩)
第3日目 実 技	8:00～17:30 (12:00～13:00)	走行/荷役操作 (昼食休憩)
第4日目 実 技	8:00～16:00 (12:00～13:00)	走行/荷役操作 (昼食休憩)
	16:00～	実技試験

注：都合により欠席される場合でも受講料はお返しできません。